

介保 第 231 号
令和 2 年 1 0 月 1 6 日

高 齢 者 福 祉 施 設 の 管 理 者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）
（一部改正）

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）において周知したところですが、今般、事務連絡の別紙の一部が改正されましたので周知致します。

今回の改正では、入所施設・居住系サービスにおける面会について地域における発生状況等を踏まえた対応の検討が要請されるとともに、面会を実施する場合の留意事項について示されていますので、ご確認のうえ、適切にご対応ください。

なお、貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますよう重ねてお願いします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--